

2017 前期 LS [0820]

受験番号

2017 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

## 専門論文試験

### 商 法

(60分)

#### 受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は1ページのみである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 答案は、横書きとする。
5. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
6. 答案は、黒ボールペン（但し、フリクション等の消せるボールペンは不可）または黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
7. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
8. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
9. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

## 専門論文試験 商法

### 【問題】

以下の〔事例〕を読んで、〔設問1〕～〔設問3〕に答えなさい。なお、各〔設問〕は独立のものとする。

### 〔事例〕

2016年8月1日、公開会社P株式会社（以下「P社」という。）は定時株主総会を開催した（以下「本件株主総会」という。）。P社は種類株式発行会社ではなく、単元株式制度を採用しておらず、自己株式も保有していない。発行済株式総数は2000株で、当日出席した株主の有する株式の数は1000株であった。本件株主総会の議題は、「剰余金処分の件」と「取締役5名選任の件」であり、いずれも決議の成立要件を満たしていたため、議長Aにより決議の成立と総会の終結が宣言され、本件株主総会は閉会となった。

ところが、本件株主総会の1週間後、次の事実が明らかになった。

- (1) 一部の株主に招集通知が送付されていなかったこと
- (2) P社の株主X1がP社に対し、適法に「定款一部変更の件」（以下「本件事項」という。）を本件株主総会の議題とすることを請求したにもかかわらず、本件事項は当日議題とされず、本件株主総会の招集通知にも記載されていなかったこと

### 〔設問1〕

〔事例〕(1)の「一部の株主」の有する株式の数が100株であった場合、本件株主総会の招集通知を受けた株主X2は、2016年9月1日時点で本件株主総会において成立した決議の効力を争うことができるか。

### 〔設問2〕

〔事例〕(1)の「一部の株主」の有する株式の数が1000株であった場合、P社の株主X3は、2016年12月1日時点で本件株主総会において成立した決議の効力を、争うことができるか。

### 〔設問3〕

〔事例〕(2)の株主X1は、2016年9月1日時点でP社によるX1の請求の取扱いを理由として、本件株主総会において成立した決議の効力を争うことができるか。